



法人化に向けた検討状況

第196回総会
第26期日本学術会議会長
光石衛

法人発足時の 会員の選任について

法人発足時の会員の選任について

2026年10月1日からの会員の選考

候補者選考委員会

(優れた研究又は業績のある科学者、10~20人)

- 選考基準等の決定
- 会員予定者の候補者(125人)の選考

部会(セクション)
委員+専門委員

部会(セクション)
委員+専門委員

部会(セクション)
委員+専門委員

...

会員候補者の業績審査

指定<2025/6/18>

CSTI常勤議員
日本学士院長

日本学術会議会長

日本学術会議会長
(設立委員)

会員予定者候補者選定
推薦

会員予定者指名

日本学術会議会員
(2026年10月1日~)

会員予定者
(125人)

2029年9月末
まで任期のある
現会員(105人)

協議

委員
任命

会員予定者候補者案

承認

指名<2025/6/26>、権限委任

日本学術会議
幹事会、総会

内閣総理大臣

■ 候補者選考の状況

候補者選考委員会の開催

第1回(2025年11月18日)

第2回(12月18日)

第3回(12月26日)

第4回(2026年4月3日)

⇒第4回においては

- 業績審査を行う4つのセクションの構成員
- 今後の選考の進め方

等を決定

- 1月に決定された選考方針に基づき、
 - 大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間団体等の多様な関係者からの推薦を募集
 - 第26-27期の補欠の会員及び現在の連携会員に対し、会員への就任意思を確認

■ 結果

1. 推薦 855人

2. 現会員・現連携会員本人の承諾 958人

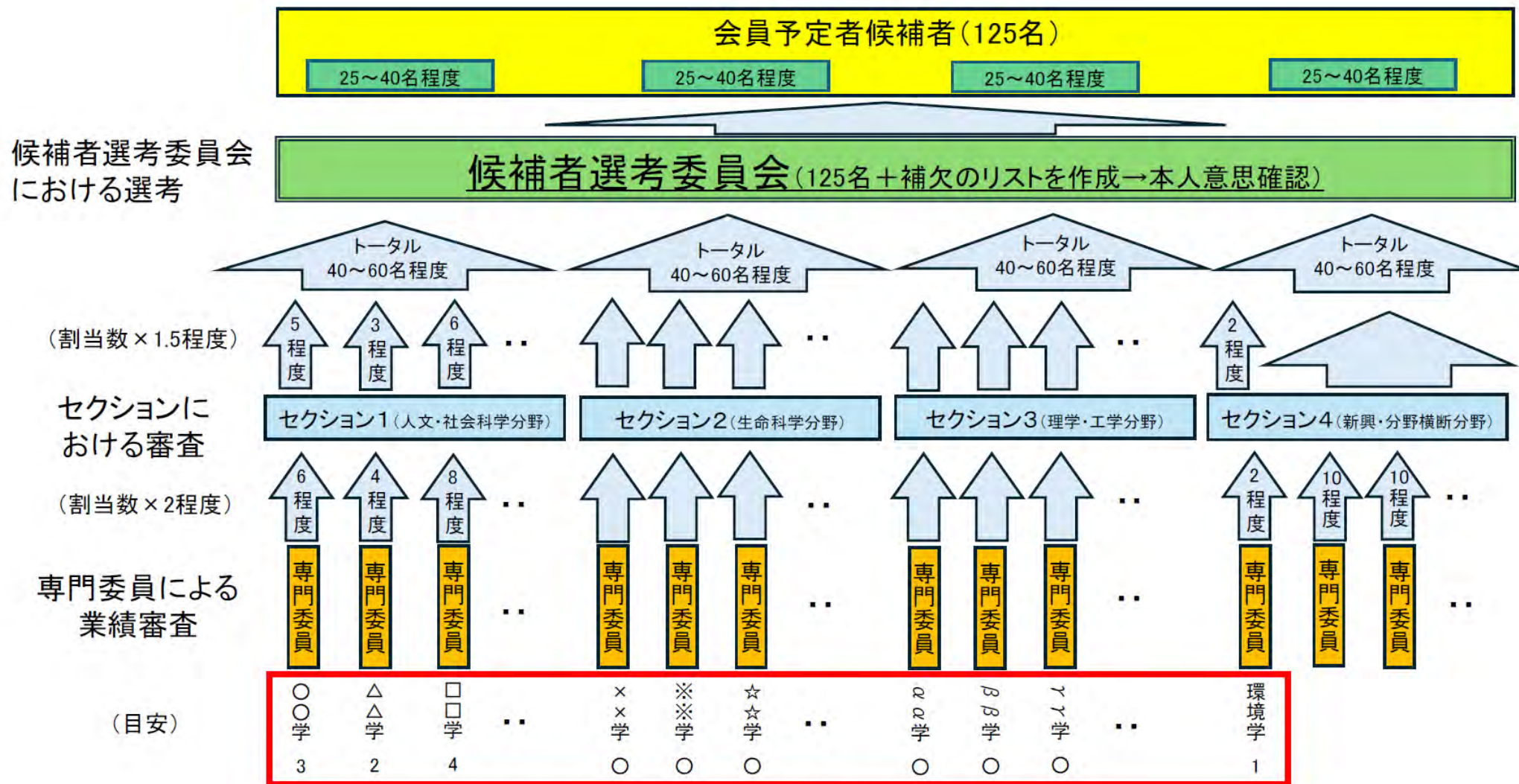
合計 1,725人(候補者の重複を除く)

(参考)セクションごとの候補者数

・セクション1 637名	・セクション3 721名
・セクション2 660名	・セクション4 941名

	セクション1	セクション2	セクション3	セクション4
委員	仲 真紀子、羽入 佐和子、 原山 優子	望月 眞弓、岡部 繁男、 國土 典宏	川合 眞紀、五十嵐 仁一、 松本 洋一郎	長我部 信行、 城山 英明、森 和俊
専門委員	原田 範行	小林 武彦	齋藤 政彦	森口 祐一
	河野 哲也	北島 薫	腰原 伸也	吉田 文
	坂田 省吾	中嶋 康博	佐竹 健治	尾崎 紀夫
	白波瀬 佐和子	高山 弘太郎	下條 真司	沖 大幹
	大橋 幸泰	五十嵐 和彦	岡本 裕巳	西 弘嗣
	小長谷 有紀	山本 晴子	玉田 薫	林 和弘
	川嶋 四郎	西村 ユミ	高田 保之	岸本 喜久雄
	鈴木 基史	村上 伸也	三瓶 政一	
	大垣 昌夫	奥田 真弘	竹内 徹	
	野口 晃弘		岸本 康夫	
オブザーバー	日比谷 潤子	磯 博康	三枝 信子	光石 衛

業績審査、会員選考の流れ



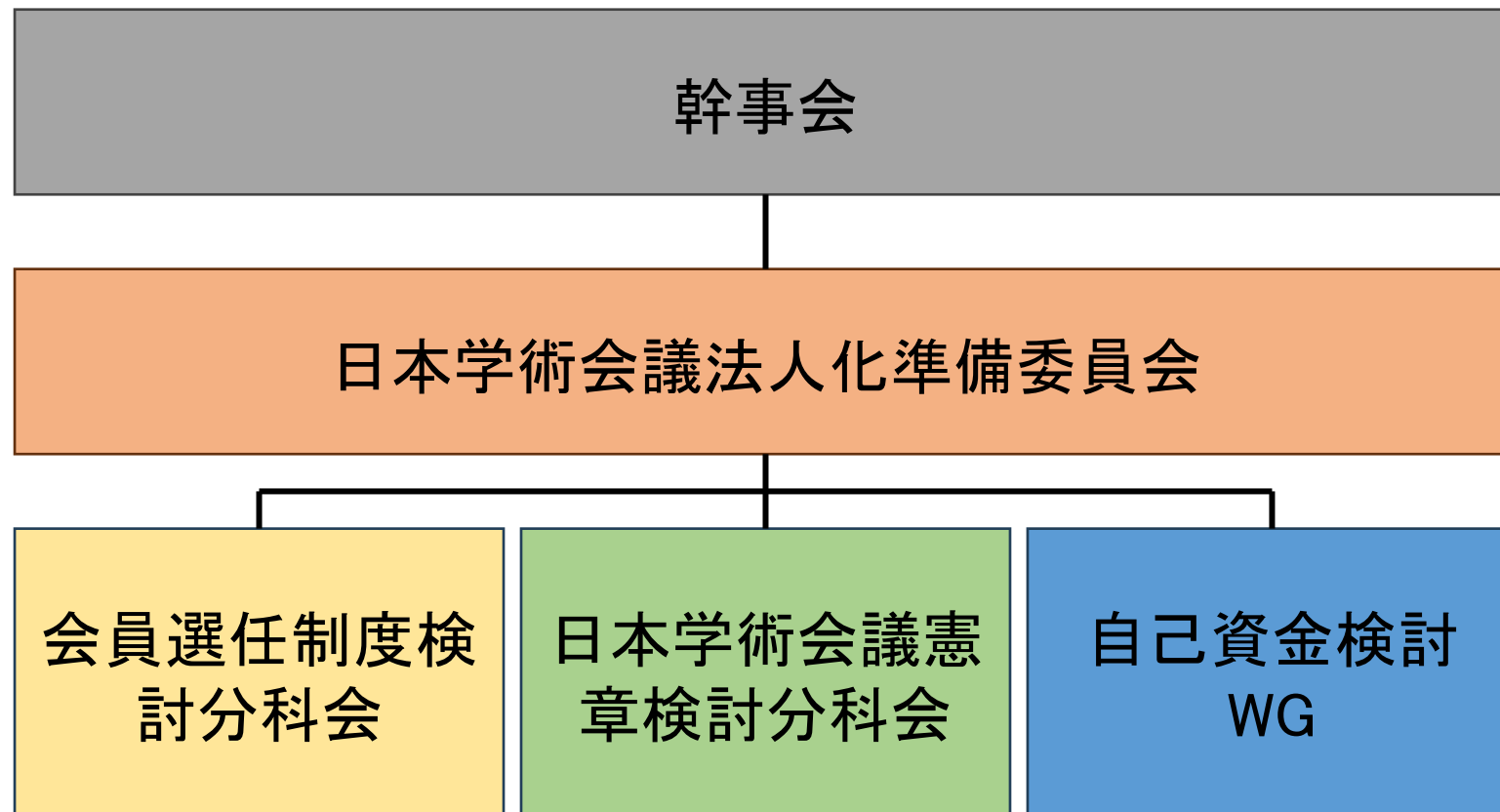
分野ごとの目安を候補者選考委員会において承認

- 4～6月
各セクションにおける業績審査
- 5～7月
候補者選考委員会における選考
- 7月末～8月上旬
会員候補者予定者案の決定

	現行	新法
位置付け	国家公務員	—
要件	優れた研究又は業績がある科学者	優れた研究又は業績がある科学者
選任方法	日本学術会議の推薦に基づき内閣総理大臣が任命	日本学術会議総会が選任
任期	6年(再任なし)	6年(1回に限り再任可)
定年	70歳	満75歳に達する日以後最初の9月30日を経過したとき
義務及び責任	—	<ul style="list-style-type: none">• 任務を怠ったときの会議に対する損害賠償責任• 秘密保持義務 ※違反に罰則あり• その他法律の規定に基づく罰則

法人化の準備状況について

法人化後の日本学術会議の組織体制やガバナンス等、法人化に伴い検討が必要な事項について審議するため、2025年8月29日に日本学術会議法人化準備委員会、分科会・WGを設置



	現行法令、新法ともに規定がある事項	現行法下では法令に規定されていたが、新法では規定がない事項	新法において新たに規定された事項	現行法令・新法ともに規定がない事項
日本学術会議が検討主体となり決定する事項	<ul style="list-style-type: none"> 会長の選考方法 会員の解任 	<ul style="list-style-type: none"> 副会長の数 (※3人以内) ・役割 部 (副部長、幹事等を含む) 連携会員 事務局 総会 (開催数、総会の議案提出者) 委員会 労働関係等の規定 (給与・手当等含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 運営助言委員会 中期計画 (注3) 年度計画 (注3) 自己点検評価 (注3) 役員会 財務・会計 (自己資金を含む、補助金は含まない) 会員選定 (会員候補者選定委員会、選定助言委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査・外部評価 意思の表出 国際活動 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等 憲章
(日本学術会議におかれる) 候補者選考委員会が検討主体となり決定する事項			<ul style="list-style-type: none"> 初回の会員選考 	
法律を所管する政府 (内閣府) が検討主体となり決定する事項			<ul style="list-style-type: none"> 監事 日本学術会議評価委員会 補助金 設立委員 (法人設立時) 庁舎の使用 (日学が無償で優先使用できる) 	
法の規定により、内容が決定されているもの (更なる検討は不要と考えられるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 会員の任期、定年、再任等、定数 総会 (定足数、議決必要数、招集権者・招集要件、議長) 会議へ諮問する事項 		<ul style="list-style-type: none"> 設立時の各種経過措置 (職員、権利義務の承継等) 損害賠償責任、報告及び検査、違法行為等の是正、罰則 	

■ : 準備委員会の検討事項 ■ : 分科会・WGの検討事項

(注1) 重要な事項を記載しており、全ての事項を記載したものではない。

(注2) 日学が決定する事項については、現体制で案を定め、法人化後の総会等で決定。(決定に当たっての内閣府との協議等は不要)

(注3) 日学が決定する事項について、法律に基づき、政令・府令により、法定の外縁等が定められるものがある。なお、政令・府令の決定に当たり、事前に内容について照会がある。

■ 法人化準備委員会の開催状況

開催状況	検討事項
第1回(10/8)	委員会の検討事項・スケジュール、連携会員
第2回(10/19)	連携会員、総会、会長・副会長
第3回(11/11)	総会、会長・副会長
第4回(11/24)	連携会員、役員会
第5回(12/15)	部、委員会、事務局
第6回(12/24)	運営助言委員会、会長候補者選考
第7回(1/20)	地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等
第8回(1/28)	法人化準備委員会方針案の再検討
第9回(2/4)	意思の表出
第10回(2/13)	ガバナンス
第11回(3/6)	国際活動、学術フォーラム・シンポジウム等
第12回(3/24)	法人化準備委員会方針案とりまとめ

■ 会員選任制度検討分科会の開催状況

第1回(11/25)、第2回(12/24)、第3回(2/18)、第4回(3/5)

検討事項: 令和11年度以降の会員選任に係る制度設計等

■ 日本学術会議憲章検討分科会の開催状況

第1回(11/11)、第2回(12/25)、第3回(1/14)、第4回(2/17)、第5回(3/18)

検討事項: 日本学術会議憲章

■ 自己資金検討WGの開催状況

第1回(11/10)、第2回(12/19)、第3回(1/21)、第4回(2/12)、第5回(3/6)

検討事項: 外部資金等の獲得に係る基本指針等

準備委員会における 方針案について

1. 連携会員

■選任時期

- クオリティコントロールの観点から、従前どおり、会員の選任と併せて各期末に選任することとする。
- 就任に先立ち、連携会員への事前説明を十分に行うこととする。
- 就任時にミッションを明示し、しっかりと活動する意思を示していただく。

■人数規模

- 連携会員の適正な規模については、今後検討が必要である。

■若手登用

- 連携会員のうち49歳以下の割合を2割以上とすることを目指す。

1. 連携会員(続き)

■定年

- 会員と同じく「満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する」こととする。

■任期

- 任期3年、再任可(ただし、通算12年まで)とする。

※12年には、会員としての任期を含まず、現行制度における連携会員としての任期を含む(法人発足時の特例あり)。

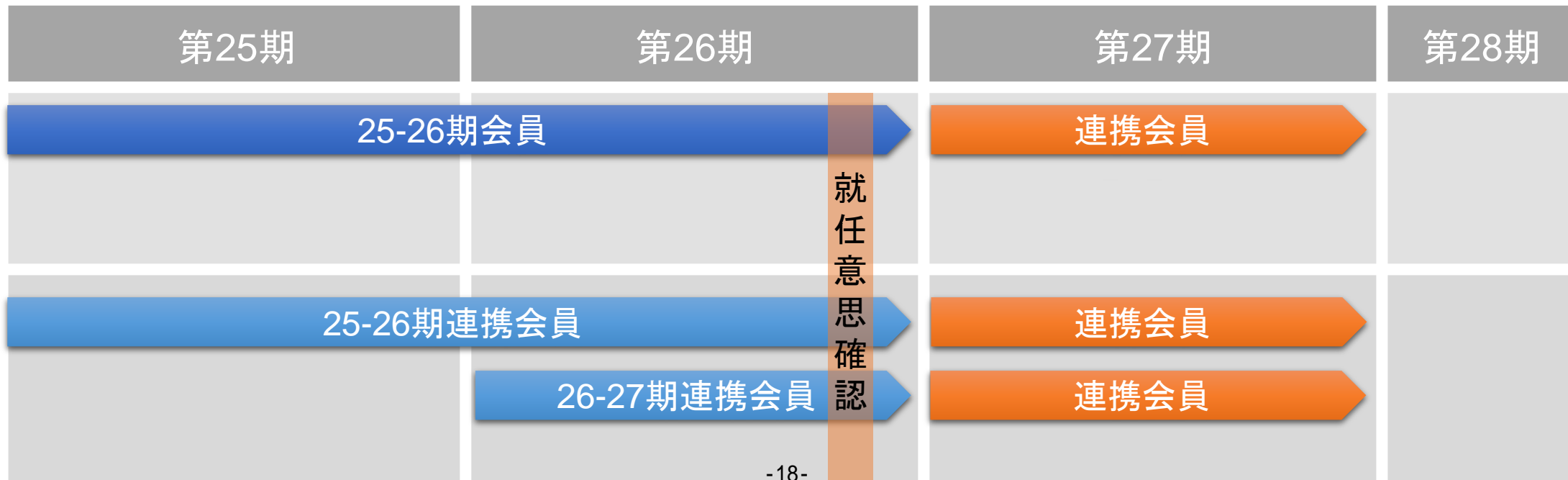
	現行制度	新体制案
名称	連携会員	連携会員
任期	6年	3年
再任	2回まで ※会員としての任期を含む。	通算で12年まで ※会員としての任期を含まない。 ※現行制度における連携会員としての任期を含む。 (法人発足時の特例あり)
定年	なし ただし、任命の時点で70歳以上の者は当該任期限り	満75歳に達する日以後の最初の9月30日を経過したときに退職

1. 連携会員（続き）

■令和8年10月の特例（1）

- 現行の会員（25-26期）のうち就任意思がある者は現体制における選考に基づき法人化後に連携会員に任命（任期3年）することとし、現行の連携会員（25-26期、26-27期）は、本人の意思を確認の上、任期を3年延長する。

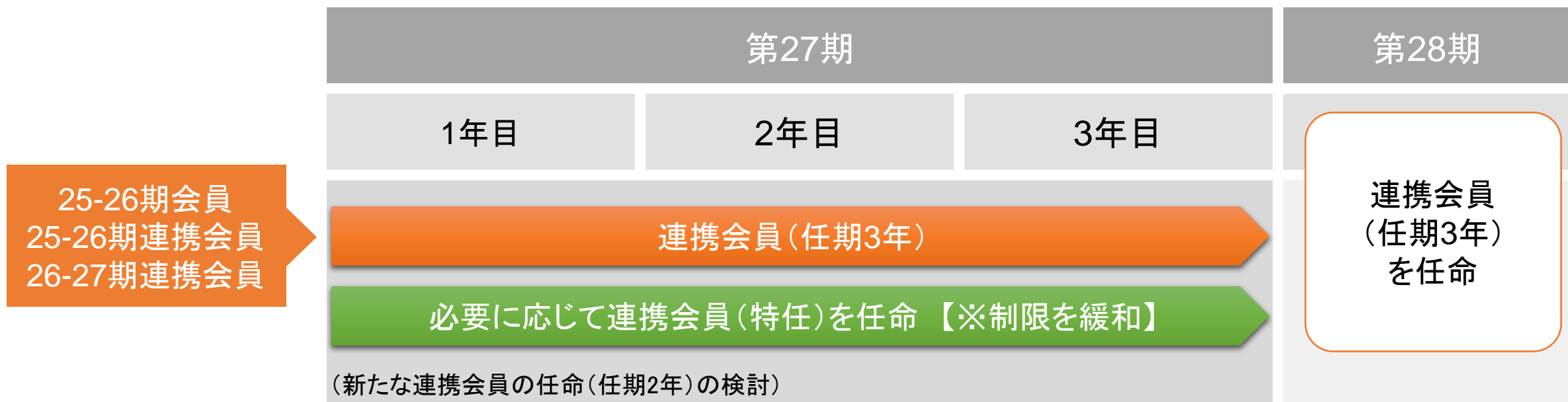
令和8年10月 任期3年の連携会員として任命



1. 連携会員（続き）

■ 令和8年10月の特例（2）

- 新規の連携会員を選任しないことから、必要があれば、第27期の特例として連携会員（特任）にて対応する。なお、法人発足後1年を目途に新たな連携会員の任命（任期2年）を行うことも考えられる。



2. 総会

- 総会の開催時期について、2～3月、6月、10月に原則として対面（オンライン併用）の総会を開催することとする。
- ※2～3月の総会について、期間は1日の開催とする。
 - 年度計画や予算について、3月末までに開催が必要
 - 自己点検評価や財務諸表等について、6月末までに開催が必要

定例総会の開催時期及び主な総会決議事項

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		自己点検 評価 財務諸表				<期首> 会員選任 等					中期的な 活動計画 年度計画 予算 (1日間)

2. 総会（続き）

■ 緊急時の柔軟な総会の開催

- 緊急時等の会長が認めた場合に限りフルオンライン又はメール審議により総会を開催することができることとする。
- 緊急時は迅速なメール審議を行うことができるようにする。

■ 総会の招集要件・議案提出

- 総会の招集要件として、当面の間、30人の会員が、議案を示して総会の招集を会長に求めることができることとする。
- 議案の提出についても同様に、当面の間、30人の会員により議案を提出することができることとする。

3. 会長・副会長

- 副会長は引き続き3名とし、その他に会員のうちから会長が任命する会長特別補佐(仮称)を若干名置くことができることとする。
- 会長特別補佐(仮称)は機動的に設置できるようにするため、規定上は、職務を明示しない。
- 現行の副会長の職務規定において、財務などを明確化する。

【イメージ】

(副会長の職務)

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の財務等の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること

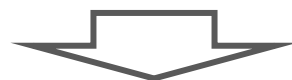
4. 役員会

■ 役員会の機能

- 役員会は、基本的に現行の幹事会と同様の構成・機能・運用とする。
- 原則として、月1回開催する。また、役員会終了後は記者会見を行う。

■ 役員会の構成

- 役員会の構成「会長、副会長、会員から会長が指名する者」のうち、会員から会長が指名する者として、部長、副部長、幹事を規定する。
- 事務局、会長特別補佐(仮称)は説明者として役員会に参加できることとする。
- 監事は法律上メンバーにならないこととされていることから、役員会にオブザーバー参加できることとする。なお、監事の業務に必要な質問を行うことができる。



【役員会構成員】 会長、副会長、部長、副部長、幹事

【その他の参加者】 会長特別補佐(仮称)、監事、事務局

4. 役員会（続き）

■役員会の審議事項

- 基本的に現行の幹事会審議事項と同様の事項とする。
※ただし、総会決議事項、会長の決定事項を除く。
- 財務や労務について役員会の審議事項として明記する。

■会長の決定事項

- 委員会や各部が内容を精査しているものについては、柔軟に意思決定できるよう、会長の決定事項とする。
例：
 - 国際会議への派遣者の決定
 - 分科会、小委員会の委員の決定
 - 協力学術研究団体の承認
- 会長の決定事項であっても、会長は必要に応じて役員会の意見を聴くことができることとする。

■部の構成等

- 3部制を維持する。
- 各部の人数は概ね均等とする。
- 会員はいずれか1つの部に所属する。
領域横断的な専門分野の会員も、1つの部に軸足を置き、分野横断的な委員会等で活躍いただく。
- 各部横断的な連絡手段を設けることや委員会活動等により、分野横断的な活動を促進することとする。

5. 部(続き)

■部の役員

- 部の幹部の役職・人数は、部長1人、副部長2人、幹事2人とする。幹事については、学術会議の活動歴が長くない会員が就任することもあることから、部長・副部長のサポートを行う役職として必要ではないか。
- 部長の選出方法は、原則として、自薦他薦を可能とした上で互選とする。選出手続の細部は各部に委ねる。

6. 委員会

■分野別委員会及び分科会

- 分野別委員会は、現行の30委員会を概ね維持しつつ、追加の委員会の設置もあり得るが、課題別委員会等である程度確立した分野を加える方が良いのではないか。
- 今の分野別委員会の数は各部につき概ね10となっているが、必ずしも委員会の数を各部で均等にする必要はなく、各分野の動向に合った構成とすることが良いのではないか。また、部を横断する分野別委員会や、課題別委員会との関係を考慮することも肝要である。
- 分野別委員会の下に分科会は、期ごとに設置する。必要性について精査した上で設置することが必要である。
- 連携会員（連携会員（特任）を含む。）は分科会の委員長に就任可能とする。

6. 委員会(続き)

■課題別委員会、機能別委員会

- 課題別委員会は、その時々々の執行部によるトップダウンで課題を設定する必要があることから、前期からの申し送りに基づき、期ごとに設置する。ただし、防災・減災等の長期的な課題については、継続することが望ましい。
- 現行と同様に機能別委員会を設置する。ただし、法人化に伴い新たな委員会の設置が必要ではないか。
例：中期的な活動計画・年度計画、自己点検評価に対応する委員会、外部資金に関する委員会

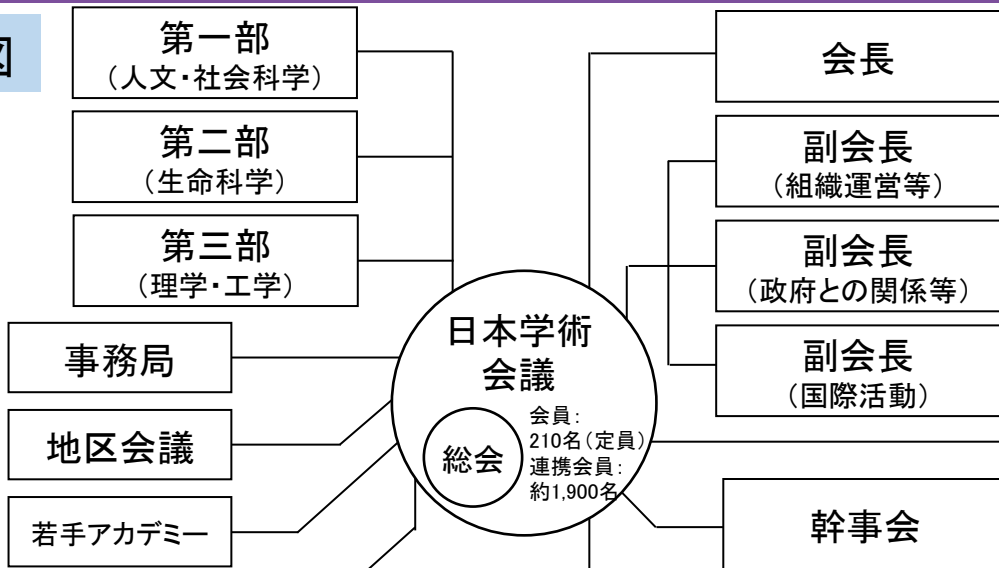
6. 委員会（続き）

■その他

- 加盟国際学術団体に対応する委員会等の法人化後直ちに活動する必要がある委員会は早期に活動を開始できるように、今期中にその継続について審議する。
- 委員会に所属する委員の人数は、議論するに当たって適切な人数とすべきである。

現行日本学術会議の組織図

令和8年4月現在



■常置委員会(機能別委員会)(4)

選考委員会 会員及び連携会員の選考
科学者委員会 科学者の在り方、男女共同参画、大型研究計画、学術研究団体との連携、地区会議等
科学と社会委員会 総合科学技術・イノベーション会議との連携、その他政府、社会及び国民等との関係
国際委員会 学術会議における国際活動の調整、その他国際的対応

■幹事会附置委員会・連絡会議(6)

外部評価対応委員会	広報委員会
地方学術会議委員会	財務委員会
科学的助言等対応委員会	法人化準備委員会

■常置委員会(分野別委員会)(30)

言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

■臨時委員会(課題別委員会)(5) ※課題別委員会は、社会的要請等に応じて順次設置

防災減災学術連携委員会	学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員会
フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会	
循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関する検討委員会	
我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会	

7. 事務局

- 事務局が、意思の表出において、過去の意思の表出との整合性、文言の適正化、形式性等について補佐することができることとし、その旨を規則に定める。
- 企画・広報、国際連携、IT、渉外等に関する専門人材について積極的に登用することが望ましい。

8. 運営助言委員会

- 運営助言委員の選考は新体制において行うこととする。
- 委員には、日本学術会議についてよく知っている元会員等が半数に満たない範囲で含まれることが望ましいのではないか。

なお、現役の会員が運営助言委員に就任できない趣旨からすれば、現役の連携会員も運営委員に就任しないことになるのではないか。

- 委員の選考に当たっては、例えば、組織運営、経営（会計、自己資金）、国際、広報についての専門性を考慮することが望ましい。

9. 会長候補者選考

- 10月1日の法人成立を待たずに、次期会長候補者の選考に向けた手続を開始する。
- 会長選任の投票においては、開票毎に得票数を示さない方が良いのではないか。
- 成立時総会の会長職務代行者は、会長候補者以外の会員で形式的な条件で選ぶこととしてはどうか（例えば、最年長又は最年少者）。

9. 会長候補者選考(続き)

- 会長候補者選考に向けた手続の流れについて、以下の案があり得るのではないか。
 - ① 会長候補者選考委員会(仮)と総会による2段階選考とする。
 - ② 会長候補者選考委員会として、現行の幹事会としてはどうか。
 - ③ ・法に基づく会長の要件(特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する)を踏まえ、委員の複数記名(例えば、2~3名)の投票により複数名(例えば、5~10名程度)の候補者を選考する(※)。
 - ・候補者には、26-27期と27-28期の会員(候補者)の両方が含まれるようにする。
 - ・なお、26-27期と27-28期の会員(候補者)はそれぞれ上位得票者とする。

(※)会長候補者選考委員会の委員が第27期の会員予定者となる場合は、委員会における投票に関与しないこととすることが良いのではないか。
 - ④ 選考された者に簡潔な業績、ならびに会長としての抱負を提出していただく。自薦者も加え、会長候補者とする。
なお、業績、抱負の提出がない者は会長就任を辞退するものとみなす。
 - ⑤ 10月に開催される総会において、会長候補者による所信表明を行う。
 - ⑥ 会長候補者以外の会員も投票の対象として、会員による投票を行う。
なお、Webでの参加会員も、投票を認めることとしてはどうか。

10. 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等

■若手アカデミーについて

- 現在の年齢要件では、分野によっては若手アカデミー会員として活躍できないという事情に鑑み、若手アカデミーの年齢要件は50歳未満(50歳に達する日以後の最初の9月30日をもって所属を終える)とし、40代半ば以下の人数が多くなるようにすることが良いのではないか。
- 特に第27期に移行するに当たり、連携会員(特任)を活用し、若手アカデミーに相応しい者を推薦して若手アカデミー会員に加えることもあり得るのではないか。
- 若手アカデミーの会員は、若手研究者として日本を代表して国際活動等を行うことを踏まえ、若手アカデミー会員の決定に当たっては、積極的な参加意思を持つ者からの応募の後、例えば、抱負を含めた応募書類の確認及び役員会(幹事会)による面接等の方法により、選考を行うことが良いのではないか。
- 第一部～第三部のバランスなど、専門分野の多様性を考慮する必要があるのではないか。

10. 地区会議、地方学術会議、若手アカデミー等（続き）

■ 栄誉会員について

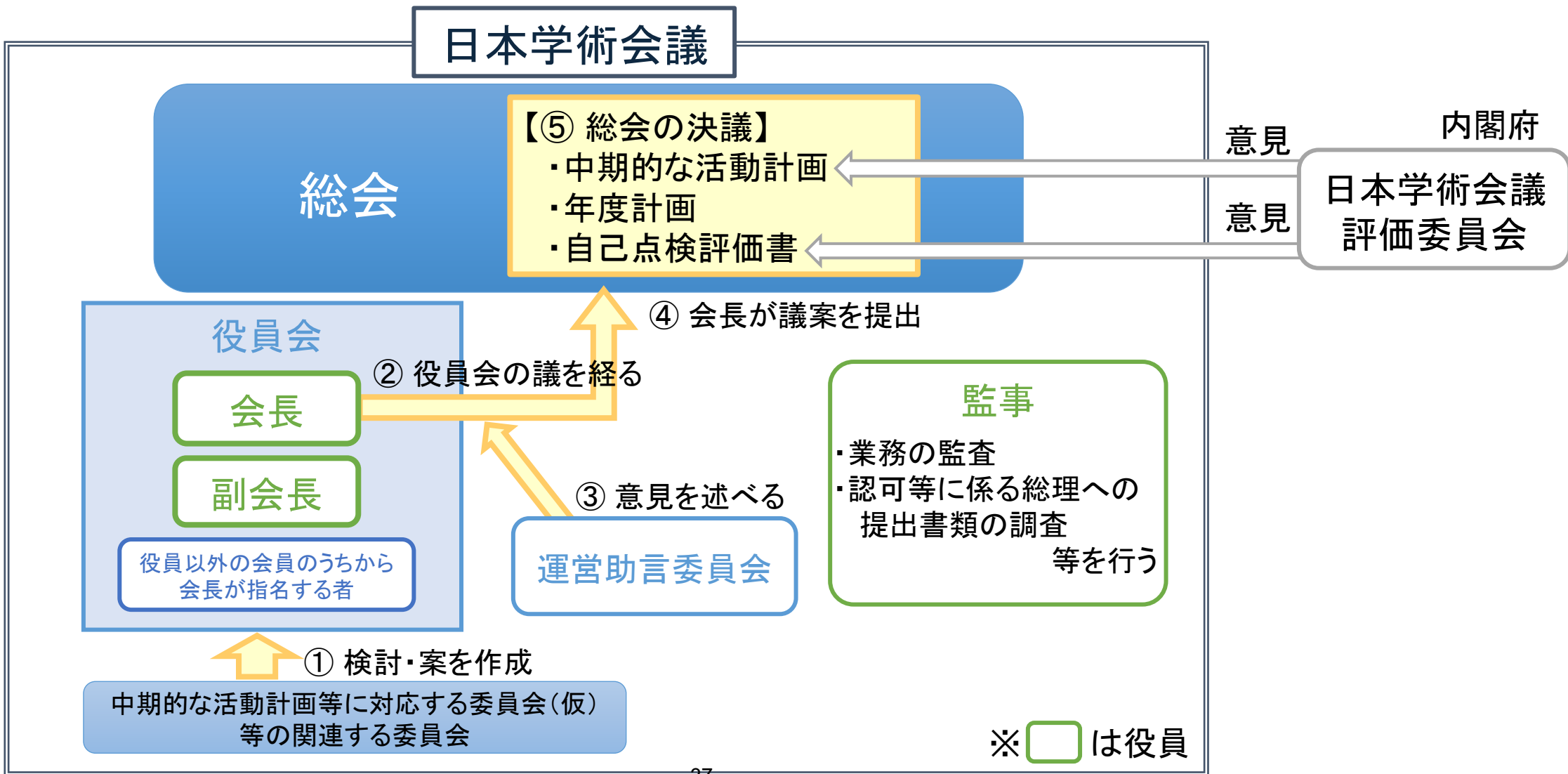
- 栄誉会員の称号授与については、表彰推薦委員会（仮称）を常置し、各所からの推薦依頼への対応も含めて審議することが良いのではないか。
- 27期以降に、表彰推薦委員会（仮称）において栄誉会員制度及びルールの見直しから議論を始めることが良いのではないか。

■ 地区会議、地方学術会議について

- 基本的には現行制度を維持することとするが、各地区における大学等機関のバランスや、関係大学事務局等も含めた運営体制など、今後も引き続き検討すべき点がある。
- 地方学術会議の名称について、実態としては集会であるため、「地方学術集会」とすることもあり得るのではないか。

■ガバナンスに係る日本学術会議の組織体制イメージ

参考



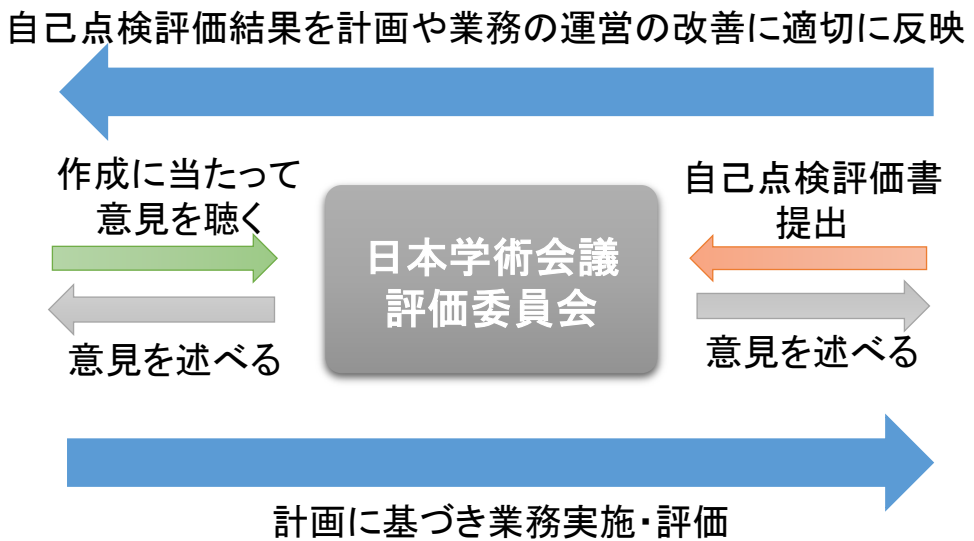
■ 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価に関するイメージ

中期的な活動計画

- ・6事業年度毎に作成
- ・定める事項
 - ①第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置
 - ②業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置
 - ③予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画に関する事項
 - ④前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

年度計画

中期的な活動計画に基づき、毎年度作成



自己点検評価

- ・毎事業年度の終了後作成
- ・自己点検評価結果を計画や業務の運営の改善に適切に反映
- ・日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映

■ 計画・評価に関する中長期的な予定

年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
期		27期			28期			29期
計画		中期的な活動計画						
		年度計画						
評価			年度毎の評価					

中期的な活動計画期間全体の評価 (見込み、実績)

11. 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価、内部監査(続き)

■中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価(1)

- 中期的な活動計画等について検討するための委員会を設置することとし、構成員は会長、副会長、会長特別補佐(仮称)、プラスアルファとすることが良いのではないか。
- 検討に当たっては、ボトムアップで会員の意見を汲み上げる仕組みも必要である。
- 中期的な活動計画期間の区切りは、会員の任期の区切りと異なるため、策定時の会員と異なるメンバーが計画に基づき活動する期間が生じることを踏まえると、柔軟な形で計画を定めること、計画期間の途中で必要に応じて見直すことが良いのではないか。

11. 中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、外部評価、内部監査(続き)

■中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価(2)

- 自己点検評価を通じて内部監査の機能を果たすこととしてはどうか。
- 評価に当たっては、前提として、日本学術会議が他の独法等とは異なり非常勤の会員により構成されていることを認識しておく必要がある。
- 外部資金等については、獲得した外部資金等の額を評価の対象とせず、資金の獲得が自己目的化しないようにすることが重要である。

■外部評価

- 現行と同様の外部評価を自己点検評価において活用することとし、活動実績に対して外部評価を行い、それを踏まえて自己点検評価書の作成を行うことが良いのではないか。
- 現行と同様に、個別に外部評価有識者を委嘱し、日本学術会議へのヒアリング及び意見交換に基づき外部評価を実施することとするのが良いのではないか。

12. 意思の表出

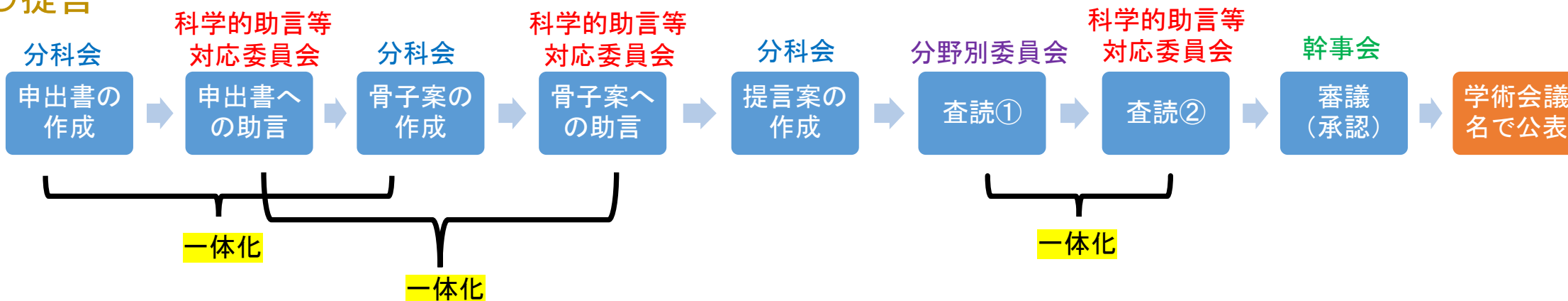
■意思の表出のプロセス(1)

- 査読プロセスにおいて、査読意見の取りまとめや承認など、部の役員や分野別委員会の委員長等に負担が集中している。負担軽減のため、査読を現行の2段階から1段階に集約したり、取りまとめを他の会員に委ねたりすることは必要である。

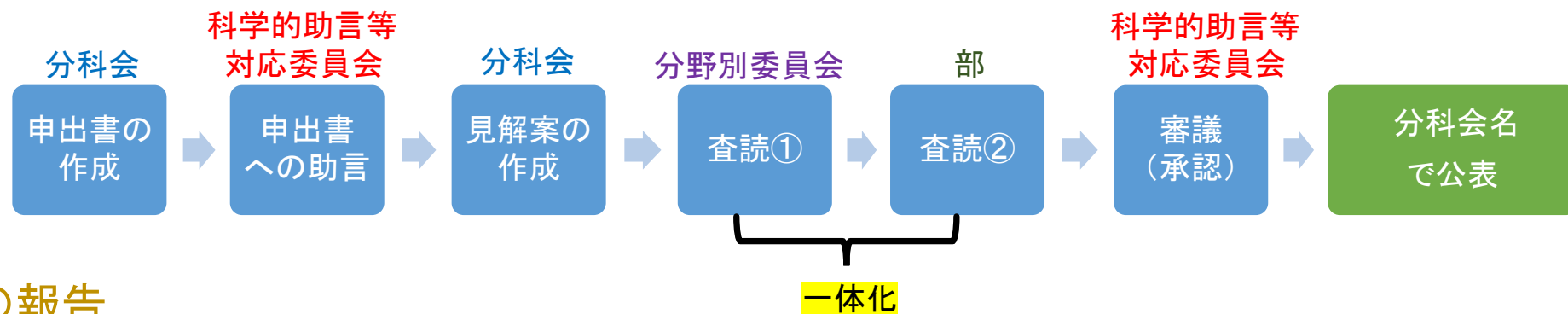
分野別委員会の分科会が「提言」「見解」「報告」を作成する場合の流れ

参考

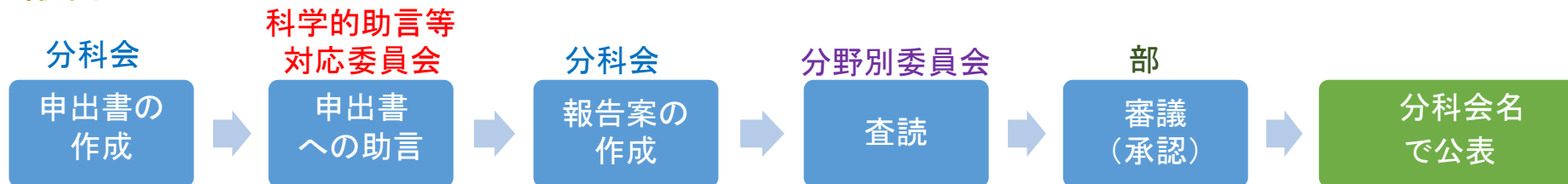
○提言



○見解



○報告



12. 意思の表出(続き)

■意思の表出のプロセス(2)

- 査読体制は、

「提言」は、分野別委員会等からの選出2人、科学的助言等対応委員会からの選出3人、取りまとめ(エディター)1人、

「見解」は、委員会から2人、部から2人、取りまとめ(エディター)1人とするのが良いのではないか。

- エディターは、会員・連携会員(特任含む)のうちから30人程度を役員会が指名して公表しておき、個別の意思の表出に対して、誰が査読者、エディターになったかは分からないようにすることが良いのではないか。

- 外部有識者から登用する査読者については、読みやすさの観点だけではなく、一般常識や外の目から見て違和感はないかといった観点からチェックしてもらうことも重要ではないか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出のプロセス(3)

- 現行8つの種類がある意思の表出について、①トップダウン型(仮)、②ボトムアップ型(仮)と2種類に分けることが良いのではないかと(①と②の名称は検討が必要)。
- 意思の表出の中には、1つの期内では審議が完結せず、次期へ承継した方が適切な検討課題もある。この場合、今期は「記録」として、次期へ承継することも可能であることを明記したほうがよいのではないかと。その際、次期にどのように承継するかについて明確に示されているのが良い。
- 科学的助言等対応委員会については、その役割を考慮して「意思の表出対応委員会(仮称)」のような名称にしてはどうか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出の実現(1)

- 意思の表出を政府の審議会や関係団体、学協会等の関係者にうまく届ける方法について検討すべきである。また、政府との関係においては、各府省庁の政策担当者と意思の表出の作成段階から意見を交わすことや、学術的知見が必要なときに諮問してもらう関係を構築することも重要である。これらの実現のためには、事務局やURAのような関係機関との渉外能力を有する人が調整することも考えられるため、事務局の強化も必要である。
- 意思の表出の発出までに時間を掛けていると、政府の審議会等において議論が先に進んでしまうため、特別な方法で迅速に査読を進めた方が良いものもある。委員会等において、最初の段階でその見極めをしっかりと行ったほうが良いのではないか。

12. 意思の表出(続き)

■意思の表出の実現(2)

- 日本学術会議に求められている役割は、科学的な知見やエビデンスに基づき、政府や社会に対して、実現可能で信頼できる選択肢を示すことである。学術は多様であり一つの結論を出すことが必ずしも必要ではなく、両論併記や多様な意見を示すことや、学術的にはここまで言えるということを誠実に示すことが求められており、その点に留意して意思の表出を行う必要があるのではないか。

12. 意思の表出(続き)

■フォローアップ

- 長い時間を掛けて、意思の表出の内容が実現している例もあり、政府の応答や制度化については長い目で見ることが必要がある。
- 政策へのインパクトを評価するためのフォローアップについては、その通りに実現したかどうかのみではなく、両論併記した結果政策は怎么样了かといったことや、取り入れられた点と取り入れられていない点をレビューすることが重要である。

13. 国際活動

- 法人化後の国際活動に関する内規については、現行の内規において単独主催又は共同主催の国際会議について閣議（口頭）了解を得ることとされている部分を削除することとする。
- 国際会議における総理大臣のメッセージの取得や特命担当大臣の来賓挨拶等については、広報の観点等も踏まえつつ、共同主催団体の意向等も確認の上、引き続き必要に応じて依頼する。

14. 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ

- 学術フォーラムとシンポジウムのどちらで開催するかについては、主催者が判断することが良いのではないか。そのため、厳密な定義をするのではなく、学術フォーラムは対話型で大学・研究機関だけでなく民間も含めて議論するといった方向性が示されていれば良いのではないか。
- 開催に当たっての事務局の人的支援や謝金・旅費等の支給は、内容に応じた一定の線引きが必要である(例えば、事務局の人的支援は提言等の発出に繋がるもの又はフォローアップに必要なものに限るなど)。
- サイエンスカフェについても、全体の予算をみつつ、一定の支援をしても良いのではないか。

14. 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ(続き)

- 主催、共催、後援の種別に役割・責任や金銭負担の有無等の違いを確認するとともに、明確に規定することが必要である。また、協賛の扱いも検討すべきである。
- 学術フォーラム、シンポジウム、サイエンスカフェ等における参加費等の徴収については、一律ではなく目的を考慮して金額等を決めるのが良いのではないか。参加費を払うことで主体的に参加してもらえろという観点では行っても良いのではないか。参加者に配布する日本学術会議グッズを考えても良いのではないか。
- 学術フォーラムで既に行っているように公開シンポジウムも事後報告書等を公開することで質の保証に繋がるのではないか。

現行制度比較(参考)

	学術フォーラム	講演会・シンポジウム等	【参考】国内会議の後援名義
趣旨・目的	国民の関心の高い問題を中心にテーマを設定し、当該テーマに係る最先端の研究動向、学術上の論争、関連する審議の状況等を紹介するとともに、 <u>総合的・俯瞰的な見地から中長期的、分野横断的な観点からの問題、課題等</u> を中心に扱うものとし、これらについての国民の意見・要望を聴取し、もって国民との間で直接的かつ双方向の対話を行うこととする。	(法令上に明文化されていない)	ア 学術を対象とすること。 イ 学術の進歩に積極的に寄与すること。 ウ 営利を目的としないこと。
開催の主体(主催)	日本学術会議	日本学術会議、部、 <u>委員会又は分科会</u> 、若手アカデミー又は若手アカデミー分科会、地区会議 ※外部の団体が主催・共催となりうる。	日本学術会議協力学術研究団体、国の行政機関(独立行政法人等を含む。)、地方公共団体、大学等の高等教育機関、公益法人(宗教法人を除く。)、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関、その他上記各号に準ずると認められるもの ※後援名義は、日本学術会議
経費負担	当該年度予算の範囲内で、 <u>旅費及び手当(又は謝金)、会場借料(原則として、日本学術会議講堂を使用)その他必要と思われる経費</u> について支弁する。 ※経費負担を要するものは、原則として年15件程度	講師謝金、旅費等の支給は認められていない。 ※ただし、令和7年度は、会員・連携会員に対しては、手当・旅費の支給可とし、外部講師に対しては旅費のみ支給可としている。また、ポスター等の制作費、印刷・発送費、手話通訳者への謝礼、事務補助員への謝礼(受付、マイクランナー等の事務補助)の支給も可としている。	会議に要する経費は、一切負担しない。
職員の人的支援	四半期ごとに、学術フォーラムの経費負担又は <u>職員の人的支援を要する企画案は計4件以内まで承認する。</u>	事務局としての業務(参加申込受付等)や、当日の手伝いはできない	—
開催実績(令和7年)	11件	講演会 5件 シンポジウム等 104件	—
その他特記事項	・原則として講演開催に合わせて、オンライン会議システムなどを利用し、会場への参加ができない参加希望者へオンライン動画配信を行う。 ・事後報告書をホームページに公開	・主催する委員会等の委員の複数が挨拶又は講演者として実際に参画している必要がある。 ・登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが <u>ないよう努める。</u> ・一般に公開(参加が自由)で参加費が無料であることが原則となる。	ア 日本学術会議の設立の趣旨及び目的に反するような決議等を行わないこと。 イ 会議の開催について事故防止、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていること。 ウ 特定の会社等の宣伝に利用されるおそれのないこと。 エ 特定の思想、主義、主張の普及宣伝に利用されるおそれのないこと。 オ 当面の政治問題に影響を及ぼさないこと。 カ 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが <u>ないよう努められているものであること。</u>
根拠規定	日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について(H24.2.20第146回幹事会決定)	日本学術会議の運営に関する内規第5条2項別表第2(H17.10.4第1回幹事会決定) 日本学術会議分野別委員会及び分科会等について(H20.10.23第67回幹事会決定)	日本学術会議後援名義の使用承認基準(H17.10.27第4回幹事会決定)

- 個人的COIと組織的COIがあり、それぞれに経済的COIとそれ以外の区分について、十分に検討する必要がある。

(参考資料)

1. 目的・使命：

※ () は現行の制度

- 我が国の科学者の内外に対する代表機関・・・ナショナルアカデミー
- 学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与
- 人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献

2. 組織形態：

国が設立する法人 (内閣府の機関)

※内部の詳細な組織については日本学術会議において制度設計

3. 会員：

- 250名・任期6年(1回に限り再任可)・定年75歳 (210名・任期6年・定年70歳)
- 日本学術会議において選任 (内閣総理大臣任命)

※連携会員・外国人会員については日本学術会議において検討

4. 財務：

政府による必要と認める金額の補助 (国庫負担)

※外部資金の獲得については日本学術会議において検討

5. ガバナンス：

- 中期的な活動計画・年度計画の策定と自己点検評価の実施
- 監事、運営助言委員会の設置、国に日本学術会議評価委員会の設置

○日本学術会議法案に対する附帯決議(令和7年5月9日衆議院内閣委員会)

政府及び日本学術会議は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 政府は、令和二年の**会員任命拒否問題**について、**国民に説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること**。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、**日本学術会議との信頼関係の構築に努めること**。
- 二 政府は、**会長の選任について**日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、**会長に求められる資質を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること**。
- 三 政府は、現行の日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、**科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたものであることを尊重**すること。
- 四 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の**独立性、自主性及び自律性を尊重**すること。
- 五 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の実務の**連続性に配慮**すること。また、**設立時の会員の選考**について、**コ・オペレーションの理念に配慮**すること。

- 六 **政府は**、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を萎縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、**必要な財政支援を行う**こと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、**日本学術会議は**、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、民間からの寄附金を始めとした**財源の多様化を図るよう努める**こと。
- 七 **政府は**、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、**日本学術会議の自主性を尊重**すること。また、内閣総理大臣が任命する監事や日本学術会議評価委員会の権限が不当に拡大しないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命すること。また、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることを任命すること。
- 八 **政府は**、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、**学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出**につなげること。また、**日本学術会議は**、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その**政策提言機能を強化**すること。あわせて、**政府は**、日本学術会議が行う**勧告、答申等について、その趣旨を尊重**すること。
- 九 **日本学術会議は**、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の**会議体の議事録の公表**、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、**組織や活動の透明性の向上に努める**こと。

- 十 政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。
- 十一 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

○日本学術会議法案に対する附帯決議(令和7年6月10日参議院内閣委員会)

政府及びに日本学術会議は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、令和二年の会員任命拒否問題について、改めて国民への説明責任を果たし、国民の信頼を得るよう努めること。また、日本学術会議との信頼関係を損ねたとの指摘があったことを踏まえ、誠意を持って日本学術会議との信頼関係の構築に努めること。
- 二 政府及び日本学術会議は、我が国及び世界が直面する社会課題、政府とアカデミアとの関係性その他の多面化・複雑化する学問の自由に関わる諸問題に対し絶えず真摯に向き合い、それぞれの役割・責務を果たすよう努めること。
- 三 政府は、会長の選任について日本学術会議が公表しなければならない事項を内閣府令で定めるに当たっては、会長に求められる資質及び役割を十分に勘案しながら慎重かつ丁寧なプロセスで選考されたことが国民に明らかとなるようにすること。
- 四 政府は、日本学術会議が、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命として設立されたことを尊重すること。
- 五 政府は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関としての役割及び機能を十分に発揮することができるよう、会員の選任、科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性を尊重すること。

- 六 政府は、法人化後の日本学術会議の設立に当たっては、日本学術会議の理念と実務の連続性に配慮すること。また、設立時の会員の選考について、コ・オペレーションの理念を尊重すること。
- 七 政府は、日本学術会議が、その役割及び機能を十分果たし、また、その活動を委縮させることがないよう、日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行うこと。また、補助金等の算定に当たっては、日本学術会議が中期的な活動計画に基づいて作成する年度計画に記載される事項に基づき公正に行い、適切な金額となるよう努めること。あわせて、日本学術会議は、無駄を排除した上で、政府からの財政支援のみに依存せず、ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に留意しつつ民間からの寄付金を始めとした財源の多様化を図るよう努めること。
- 八 政府は、監査報告、選定助言委員、運営助言委員、中期的な活動計画、年度計画、自己点検評価、日本学術会議評価委員会等に関して政令、内閣府令を定めるに当たっては、日本学術会議の独立性、自主性及び自立性を尊重すること。
- 九 政府は、内閣総理大臣が任命する監事、日本学術会議評価委員会及び設立委員の権限が不当に拡大し、特に日本学術会議の活動の学術的な内容・価値に立ち入らないよう留意すること。あわせて、監事には、業務における政治的中立性の確保も含め、適切に監査できる者を任命し、日本学術会議評価委員には、産業や国民生活に最新の科学研究及び学問的知見が活かされるよう、中期的な活動計画に対して幅広い視野から意見を述べることを任命すること。
- 十 政府は、産官学の連携を一層深め、民間の知見や活力を積極的に活用することで、学術の成果を社会に還元し、新たな価値やイノベーションの創出につなげること。また、日本学術会議は、社会の関心及び状況等を認識し、立法府に対する提言を検討することも含め、その政策提言機能を強化すること。あわせて、政府は、日本学術会議が行う勧告、答申等について、その趣旨を尊重すること。

十一 政府は、内閣府に置かれる日本学術会議評価委員会の全ての議事録の公表、内閣総理大臣による本法に基づく権限の意思決定過程等に関する文書の適切な作成・保存等、日本学術会議の組織及び運営一般に関する内閣府の事務の透明性向上に努めること。また、日本学術会議は、役員会、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等の会議体の全ての議事録の公表、日本学術会議と社会とのコミュニケーションの強化等、組織や活動の透明性向上に努めること。

十二 政府は、内閣総理大臣が施行日前に会長職務代行者を指名するに当たっては、特にその公正性及び中立性が確保されるように配慮すること。

十三 政府は、日本学術会議の更なる機能強化に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十四 政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けた取組などに留意すること。

右決議する。

日本学術会議の法人化を内容とする、政府提出の「日本学術会議法案」については、6月11日の参議院本会議において可決され、成立しました。

国会における審議を通じて、日本学術会議は、4月15日の総会において採択された**声明**「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」及び**決議**「日本学術会議法案の修正について」に基づき、決議の趣旨、独立性、評価委員、法人発足時及び発足3年後の会員選考を含む会員選考のあり方、財政基盤等について、**日本学術会議の考えを述べてまいりました。**

国会においては与野党を問わず、これまで日本学術会議が示してきた懸念を中心とした議論が長時間にわたって行われたところであり、参議院においては、日本学術会議の懸念も踏まえた修正案が提出され、審議が行われました。日本学術会議の歴史や過去の活動を振り返りつつ、また未来を見据えて真摯に審議いただいた**国会議員の皆様**に改めて敬意を表します。また、この間、**学協会及び連携会員**をはじめ、**多くの個人、団体**から、**法案への懸念が表明**されることなどを含めて、**日本学術会議への支援**を賜りました。**改めて御礼**を申し上げます。

そもそも、今回の組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が行われることが、本来のあるべき姿でした。しかし、**会員任命拒否問題など日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中で議論が始まり、日本学術会議の独立性を損なうのではないかという懸念が払拭されないまま法案が国会に提出されたことの問題**については**改めて指摘**しておかなければなりません。

結果として法案は原案のとおり可決され、日本学術会議が求めてきたような法案の修正には至りませんでした。法案の修正を求める旨の決議を行った日本学術会議としては、国会において日本学術会議の示してきた懸念に関する審議が行われていただけに**非常に残念**であります。しかしながら、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会においては、それぞれの委員会を通じた審議を踏まえた**附帯決議が採択**されたところであり、**会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等について国会の意思として明確に示されました**。これらについては、**今後の制度設計だけでなく、政府と日本学術会議の関係のあり方において極めて重要なものと受け止めております**。そして、**日本学術会議に対する指摘については、謙虚に受け止め真摯に対応いたします**。

政府においても、法に基づく運用を行うに当たって、これらの附帯決議で示された内容を遵守し、会員の選任や科学的助言等、運営及び活動における日本学術会議の独立性、自主性及び自律性の尊重、必要な財政支援、日本学術会議が行う勧告、答申等の尊重等の点を十分に踏まえて対応することを強く求めます。また、衆議院及び参議院いずれの附帯決議にも盛り込まれた、令和2(2020)年の会員任命拒否問題についての説明責任を果たすこと、日本学術会議との信頼関係の構築に努めることとされた点についても、**法に基づく法令の立案や運用に当たって日本学術会議との十分な対話を行うなど、改めて政府における誠意ある対応を求めます**。

法案が成立した今、日本学術会議もまた独立性、自主性、自律性を確保しながらナショナルアカデミーとしての役割を発揮していくために**なすべきことをなさねばなりません**。声明では、76年の歴史を有し世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた日本学術会議が、**これまで引き継ぎ、そして発展させてきた理念や使命が変わらず存続するよう、我々科学者自身で確認し、国民、社会に向けて誓約する必要がある**ことを述べました。それに加え、これからも**学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、安心して生き甲斐があり、健康で文化的な国民生活の維持増進に貢献していく**ことを、新たな日本学術会議法が成立した今、改めて表明いたします。

そのために、新たな法律の下での日本学術会議のさらなる発展に向けて、日本学術会議においても**準備、検討を開始**いたします。そして、日本学術会議が自ら主導することで、日本学術会議の継続性を確保し国民や社会の期待に応える制度設計を進めてまいります。また、準備に際しては、政府とのコミュニケーションを図ってまいります。

最後に、今次の日本学術会議のあり方に関する議論を糧として、**組織改革だけでなく、世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術の更なる発展のために自ら行動し、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」及び「日本学術会議第26期アクションプラン」による自らのさらなる改革を進め、次世代へと引き継ぐことを国民、社会に対し約束する**という我々の宣言に従って、今後、**活動を進めて**まいります。

令和7年6月12日
日本学術会議会長 光石 衛



日本学術会議憲章案

第196回総会

日本学術会議憲章検討分科会

委員長 磯 博康

1. 検討の経緯

- 日本学術会議憲章案について、全5回の分科会を開催し議論を行ったほか、幹事会等において意見聴取を行い、憲章案を取りまとめた。
- 検討に当たって参照した資料
 - ✓ 声明「日本学術会議憲章」
 - ✓ 声明「科学者の行動規範－改訂版－」
 - ✓ 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて
 - ✓ 声明「科学者憲章について」
 - ✓ 世界最高のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～
 - ✓ 声明「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」
 - ✓ 衆議院・参議院附帯決議

2. 全体構成について

- 声明として発出
- 総論としての《前文》、日本学術会議の具体的な誓約内容を列挙する《本文》
- 《本文》は10項で構成
 - 第1項 わが国の研究者の代表機関
 - 第2項 人類の平和的で持続可能な発展への寄与
 - 第3項 学術分野を包摂する組織
 - 第4項 科学的かつ客観的な意思の表出
 - 第5項 市民社会、多様な組織・団体との連携及び協働
 - 第6項 国際連携及び協働の推進
 - 第7項 未来からの展望の提示と人材育成
 - 第8項 伝統の継受と持続的な改革
 - 第9項 人々との対話による学術に対する信頼の確保
 - 第10項 倫理の遵守と使命の達成

3. 日本学術会議憲章案

『声 明』

日本学術会議は、ここに日本学術会議憲章を公にし、学術に携わるわが国の科学者の代表機関として、日本学術会議が負う責務を社会に対して明らかにし、その遵守を決意する。

(註:ここでは、人文・社会科学、生命科学、理学・工学等の、基礎研究から応用研究までを包含した知の営みの総体を学術と呼ぶ。)

議論のポイント

- 全体に亘って、「学術」という言葉を用いることとし、註釈で「学術」を基礎研究から 応用研究まで包含した概念として記載

3. 日本学術会議憲章案

『前 文』

学術は、人類の知的欲求に根ざし、過去から現在にかけて人類が育み、共有し、継承し、発展させてきた文化および文明の基盤の上に成立し、自然・社会・人間に係わる現象の体系的な知的資産である。

その拡大・深化は、合理と実証を旨とする自由な研究・解釈・叙述と、それを科学者が批判的かつ自律的に検証し、暫定的な学問上の真理として形成する知の営為によって支えられている。

得られた学問上の真理は人類の知的公共財であり、その成果を応用して現在と未来の人類に幸福と豊かさをもたらし、さらには未来への展望を示す。

科学者は学術の担い手として、専門性と相互批判に支えられた熟議を通じて自律的に真理を探究し、人を取り巻く森羅万象を詳らかにするとともに、得られた知見を社会に還元し、文化を育み、未来への展望を示す存在である。

議論のポイント

- 学術の内容、学問上の真理の意義、科学者の役割を順に記載

3. 日本学術会議憲章案

『前文（つづき）』

日本学術会議は、わが国の多様な学術分野の担い手である科学者とそれを支える職員等により結成された、わが国を代表する学術機関として、国内はもとより国外においても以下の使命を有する。

市民社会、大学・研究機関、国内外の学術組織、産業界、国、地方公共団体等との連携・協働によって、人類の知的資産の拡大・深化、社会課題の解決、環境との調和、そして、過去から継承した文化の育成、人類の平和的発展と幸福の追究への貢献を使命とし、その責務を自律的に果たす。

議論のポイント

- 日本学術会議の構成、使命を明記
- 学協会やアカデミア以外のステークホルダーとして、シチズンサイエンスや市民参画等、科学者コミュニティが従来よりも広がっていることを考慮し、市民社会を冒頭に置いた
- 「国、地方公共団体」は、国と地方それぞれの行政・立法・司法を含む

3. 日本学術会議憲章案

第1項 わが国の科学者の代表機関

日本学術会議は、わが国の科学者を代表する機関として、研究の自由及び学問の自律性の保障のもと、専門的知見に基づき政治的・経済的利害からの距離を保った中立的な立場を堅持し、学術の発展に貢献する。

議論のポイント

- 中立性に関しては、「専門的知見に基づき、政治的利害から距離をとること」と具体的に記載

第2項 地球環境との調和による、人類の平和的で持続可能な発展への寄与

日本学術会議は、人々の繁栄、健康と文化を育み、福祉と幸福の増進を目指し、多様な生物が共生する地球環境との調和をもって、人類の平和的で持続可能な発展に資する。

議論のポイント

- 地球環境との調和を強調

3. 日本学術会議憲章案

第3項 学術分野を包摂する組織

日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学等の幅広い分野の基礎研究から応用研究を包摂するとともに、多様な属性や社会的背景を有する科学者の参画を促進する。

第4項 科学的かつ客観的な意思の表出

日本学術会議は、公論を促進し、政策や社会制度の人々によるより良い選択に寄与するため、専門的訓練を受けた科学者による俯瞰的視点からの熟議と検証を通して意思を表出する。その際、不確実性、異質性と向き合い、自律性と公平性、誠実性と透明性を堅持する。

議論のポイント

- 意思の表出の目的(より良い選択への寄与)、専門性、俯瞰性、熟議と検証を明記、その目的のための態度を記載
- 「人々」は、社会の内外も含めた人々の意。「国民」や「市民」という範疇以外も含む

3. 日本学術会議憲章案

第5項 市民社会、多様な組織・団体との連携及び協働

日本学術会議は、多様な知の融合により、市民社会、大学・研究機関、国内外の学術組織、産業界、国、地方公共団体等との連携・協働を推進し、以て人類の平和的发展に寄与する。

議論のポイント

- 多様な知の融合、連携・協働の先に平和的发展に寄与があることを記載

第6項 国際連携及び協働の推進

日本学術会議は、日本を代表するアカデミーとして、人類の歴史や文化、国際社会、地球規模・宇宙に関する現状の課題解決及び将来起こりうる課題の探求に向け、海外アカデミーを含む国際学術組織との主体的な連携及び協働を推進する。

3. 日本学術会議憲章案

第7項 未来からの展望の提示と人材育成

日本学術会議は、現代を生きる人々が、過去を受け継ぐとともに、未来への義務と責任を負うという世代間の倫理に則り、人々が共感と期待を抱く未来への展望を提示する。その上で、未来を担う世代の研究者の自律的な研究活動を長期的視点から支援し、学術界の内外で学術を担う人材の育成に努める。

議論のポイント

- 未来への義務と責任(世代間の倫理)を強調

第8項 伝統の継受と持続的な改革

日本学術会議は、人類の歴史と文化を尊重しその伝統を継承しつつも、会議体としての改革を時代の要請に応じて持続的に行う。

議論のポイント

- 伝統と改革の両面を強調

3. 日本学術会議憲章案

第9項 人々との対話による学術に対する信頼の確保

日本学術会議は、広く人々との対話を促進し、学術の成果を共有して、広い世代に亘る理解・判断能力の向上や知的欲求の醸成を図るとともに、専門的判断の根拠や限界の丁寧な説明や、提言等の意思の表出の内容の更新も含めて、学術に対する共感、希望、信頼の確保に努める。

議論のポイント

- 人々との対話、共有、科学的リテラシー醸成、共感、希望、信頼の確保を記載

第10項 倫理の遵守と使命の達成

日本学術会議は、広く人々からの負託に応える責務を自律的に果たす。責務とは、専門的良心に基づき再現性・透明性を確保して真理を追求する知的責任のもと、科学的成果の公共善としての社会への還元、並びに過去から未来の全ての人類に対する結果責任を引き受ける世代をも越えた倫理の遵奉であり、その使命達成に誠実に取り組む。

(以上)

『前 文』

科学は人類が共有する学術的な知識と技術の体系であり、科学者の研究活動はこの知的資産の外延的な拡張と内包的な充実・深化に関わっている。

この活動を担う科学者は、人類遺産である公共的な知的資産を継承して、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている存在である。

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

第1項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、科学に関する重要事項を審議して実現を図ること、科学に関する研究の拡充と連携を推進して一層の発展を図ることを基本的な任務とする組織であり、この地位と任務に相応しく行動する。

第2項 日本学術会議は、任務の遂行にあたり、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動する。

第3項 日本学術会議は、科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与する。

第4項 日本学術会議は、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与するとともに、科学の最先端を開拓するための研究活動の促進と、蓄積された成果の利用と普及を任務とし、それを継承する次世代の研究者の育成および女性研究者の参画を促進する。

第5項 日本学術会議は、内外の学協会と主体的に連携して、科学の創造的な発展を目指す国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献する。

第6項 日本学術会議は、各国の現在世代を衡平に処遇する観点のみならず、現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献する。

第7項 日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として持続的に活動する資格を確保するために、会員及び連携会員の選出に際しては、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に受け入れて実行する。

日本学術会議のこのような誓約を受けて、会員及び連携会員はこれらの義務と責任の遵守を社会に対して公約する。

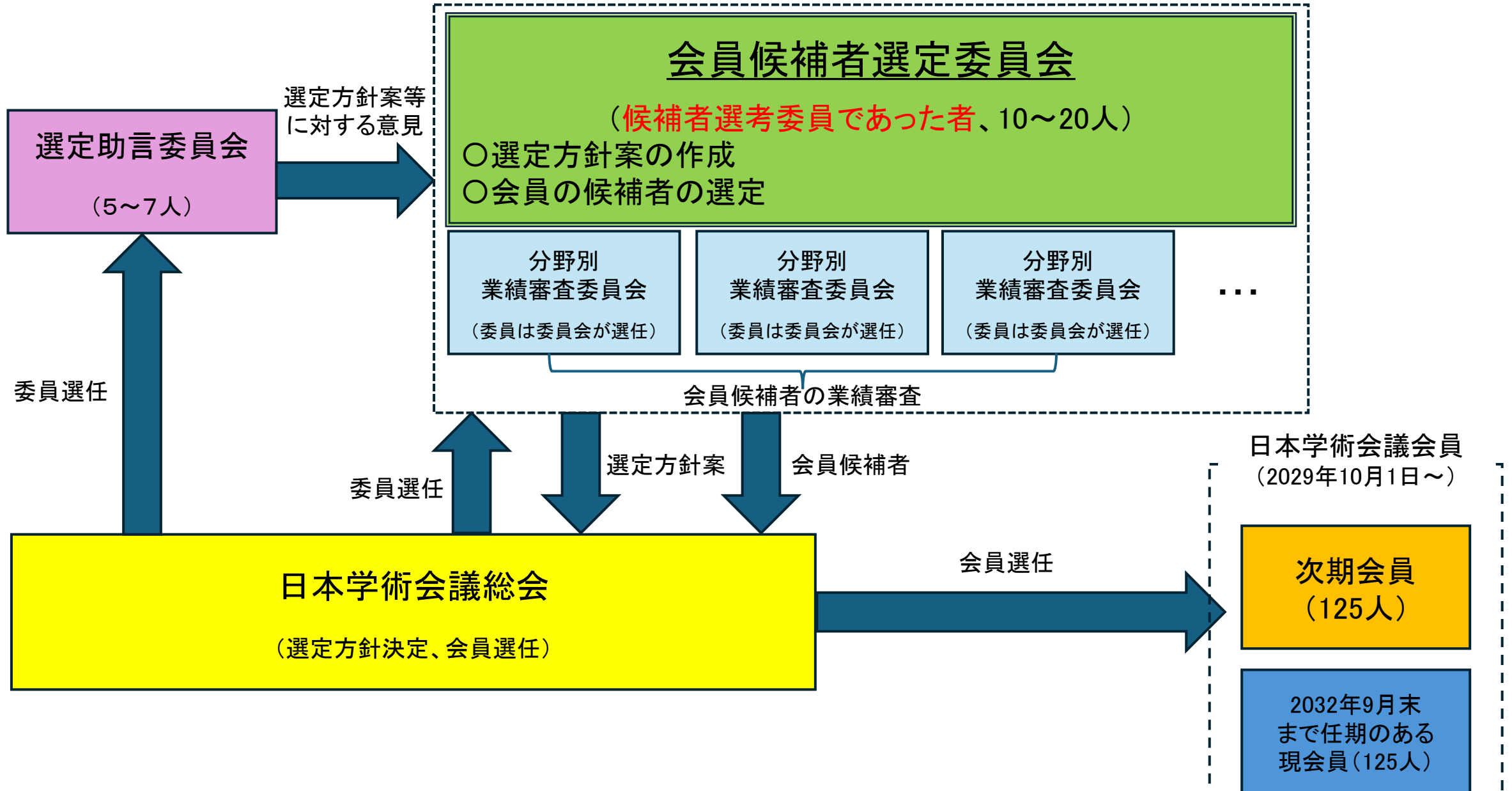


会員選任制度検討分科会 における検討結果

令和8年4月9日

会員選任制度検討分科会長
日比谷 潤子

日本学術会議会員選考の流れ (2029年10月1日からの会員の選考)



これまでの分科会の開催状況は以下のとおり。

	日付	主な検討事項
第1回	2025年11月25日	役員を選出等 分科会における主な検討事項について
第2回	12月24日	ダイバーシティ、選定方法について 選定助言委員について
第3回	2026年 2月18日	選定助言委員について 外国籍会員について
第4回	3月 5日	外国籍会員、連携会員について その他

論点1. 外国籍会員(1)

○会員選考における外国籍の方の取扱い

2029年10月からの会員選考より、外国籍の方を会員に選考することを可能にする。

○外国籍の方が会員候補者となる要件

① 現在、日本国内に居住していること

※何をもって「居住」とするかについては引き続き検討。

② 一定年数(5年又は10年)以上、日本の組織(産業界を含む)において研究活動に従事していること

③ 会員としての業務に支障がないレベルの日本語能力を有すること

※①~③について、必須要件とするか、考慮要件とするかは引き続き検討。

○外国籍の会員の人数上限

- 案1 特に定めない。
- 案2 会員の定数の過半数(126名)未満とする。
- 案3 会員の定数の10%(25名)以下とする。

○外国籍の会員の役員等への就任制限

- 案1 特に定めない。
- 案2 会長への就任を不可とする。
- 案3 会長、副会長への就任を不可とする。

論点2. 外国籍の方に係る第27期における取組

○連携会員における外国籍の方の取扱い

第27期より、連携会員(特任を含む)について、外国籍の方を選考することを可能にする。

○外国籍の方が連携会員の候補者となる際の要件

案1 会員候補者の要件に準ずる。

案2 年数要件を短くするなど、会員よりも要件を緩和する。

案3 連携会員(特任)に限り、会員よりも要件を緩和する。

○海外在住の方の知見をいただく方策として、外国人アドバイザー制度を活用する。

例: 海外で活動する優れた研究業績を有する研究者をアドバイザーに委嘱し、日本学術会議に係る重要事項について必要に応じ意見やアドバイスをいただく。

○会員に欠員が生じた際に速やかに補欠選任ができるよう、
現体制において選定助言委員の案を作成し、成立時総会において
選任する。

※具体的な人選については今後検討。

論点4. その他、2029年10月からの会員選考に係る考慮事項

○会員の再任制限

案1 法律に基づく再任制限(1回再任された会員は続けて次の期に再任されることができない)以上の制限は行わない。

案2 12年(2期)会員を務めた者は、間を空けても原則として会員になることはできない、とする。

○グローバルヤングアカデミー等における活動を参考にする。

○新たに制定予定の「日本学術会議憲章」の趣旨にのっとり活動することを選考の観点として取り入れる。

○候補者の推薦に当たり、分科会への参加等、責任を持って活動することを**明確に**説明するよう徹底する。



日本学術会議の外部資金等獲得に関する基本指針

—独立性・中立性・多様性を堅持するための 原則と運用ガイドライン—(案)

第196回総会
自己資金検討ワーキンググループ
主査 三枝信子

1 背景と趣旨

- 本文書の外部資金等とは、日本学術会議の資金(外部資金および自己資金)のうち、基盤的経費として政府から受け取る補助金を除く資金をいう。
- 外部資金等の獲得は、日本学術会議の活動の独立性や自主性の担保に資するとともに、活動の一層の拡大・強化につながる。
- このため、引き続き必要な財政措置を国に求めるとともに、外部資金等の獲得に向けた取組を進める。
- 外部資金等獲得のための企画および対外的な働きかけを行う専門の体制を立ち上げることが望まれる。
- 日本学術会議の独立性・中立性・多様性が損なわれることを防ぐため、ガイドラインに沿った運用が求められる。
- 獲得した外部資金等については、透明性・公平性を確保した上で、学术界全体の底上げに寄与する取組など、特に強化が求められる取組に充当することが望ましい。
- 外部資金等の獲得は、社会からの信頼、日本学術会議のプレゼンスの向上の証左ともいえるものであり、この観点からも積極的に取組が推進されるべきである。

2 総論

(1) 日本学術会議としての責任

- 特定分野への資源偏在や、資金の多寡による影響力を排する独立性を堅持する。
- 資金提供源に左右されない「科学的根拠に基づく中立性」をガバナンスの根幹に据える。
- 役員会による戦略的なリソース配分と財務調整機能を強化する。

(2) 会員選考・活動機会の公平性

- 資金提供源からの不当な介入を許さない選考プロセスの独立性を確保する。
- 資金獲得能力の有無が選考結果や活動機会を左右することを構造的に排除する。

(3) 参考となる海外の事例

- 英国王立協会：独自の出版収入や寄付金を原資としながらも、資金提供源が影響を及ぼさないよう、運営の独立性を憲章で厳格に定めている。
- 全米科学アカデミー：政府からの諮問業務を受託する際、結論が資金提供源に左右されないよう独立した調査プロセスを徹底し、その中立性を社会的信頼の拠り所としている。

3 外部資金等獲得と活用に関する基本原則・ルール

(1) 日本学術会議の独立性・中立性の確保

- 日本学術会議の独立性・中立性を損なわないことを最優先の原則とする。
- 資金源、受入条件、使途、意思決定の過程等には透明性と説明責任を確保する。
- 利益相反(COI)の開示および管理に関する明確なルールを整備する。

(2) 外部資金等の獲得および受入れにおける学術分野の多様性の確保

- 外部資金等の多寡や出所が会員選考や活動機会に影響を及ぼさないことを原則とする。
- 分野間の格差や利益・不利益が生じない配分ルールを整備する。
- 適切な受入れを検証するため、モニタリングおよび評価の仕組みを整備する。

(3) 外部資金等の活用に係るガバナンス

- 外部資金等の活用は、役員会等を中心としたガバナンス体制の下で行う。
- 学術界全体の底上げに寄与する取組への配分を尊重することが望ましい。

(参考)外部資金等獲得方策について(検討中)

- 政府機関・自治体からの審議依頼・調査委託・政策提言プロジェクト資金
- 公益性・学術振興性の高い財団・団体からの助成金・寄付
- 個人・法人の一般寄付
- 学会・大学・研究機関等からの共催費・拠出金
- 国際連携・国際共同研究プロジェクト資金
- 企業等からの協力金または寄付金
- シンポジウム・公開講座等イベント事業収入
- 論文誌(学術ジャーナル)の発行・出版事業収入
- 現在および過去の会員・連携会員からの賛助会費等
- 協力学術研究団体からの賛助会費や登録料

※いずれの獲得方策についても、導入の可能性を検討する際には慎重な審議を必要とする。

日本学術会議の外部資金等獲得に関する基本指針

—独立性・中立性・多様性を堅持するための原則と運用ガイドライン— (案)

1. 背景と趣旨

令和8年10月の日本学術会議の法人化に伴い、日本学術会議自らの判断により、外部資金等¹を獲得し、使用することが可能になった。また、日本学術会議法案に対する附帯決議においては、政府に対し、「日本学術会議の要望を踏まえつつ、必要な財政支援を行う」こととするとともに、日本学術会議に対し、「ナショナルアカデミーとしての活動の中立性に配慮しつつ、財源の多様化を図るよう努める」こととされたところである。

外部資金等の獲得による独自財源の確保は、日本学術会議の活動の独立性や自主性の担保に資するとともに、活動の一層の拡大・強化につながるものである。よって、日本学術会議としては、引き続き、必要な財政措置を国に求めるとともに、外部資金等の獲得に向けた取組を進める必要がある。

具体的な外部資金等獲得方策の中には、実施に向けて十分な検討と準備が必要なものも含まれており、短期的、中期的、長期的それぞれを展望した取組が不可欠である。このため、法人化後は、日本学術会議内に、外部資金等獲得のための企画および公的機関や企業、社会に対する働きかけを行う専門の体制を立ち上げることが望まれる。

他方、外部資金等の獲得により、日本学術会議の独立性・中立性・多様性が損なわれることがあってはならない。このため、外部資金等獲得のガイドライン案を作成したところであり、本ガイドラインに沿った運用が求められる。

さらに、獲得した外部資金等については、透明性・公平性を確保した上で、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成等の学術界全体の底上げに寄与する取組など、特に強化が求められる取組に集中的に充当することが望ましい。新体制において、具体的な用途について検討することを期待する。

外部資金等の獲得は、単に国からの補助金の補完のためではない。寄付にせよ活動に伴う収入にせよ、日本学術会議がナショナルアカデミーとしての役割を果たし、国民や社会からの期待に応えていくことで得られるものである。そうであるならば、外部資金等の獲得は、社会からの信頼、日本学術会議のプレゼンスの向上の証左ともいえるものであり、この観点からも積極的に取組が推進されるべきである。

¹ 日本学術会議の資金（外部資金および自己資金）のうち、基盤的経費として政府から受け取る補助金を除く資金をいう。

2. 総論

(1) 日本学術会議としての責任

日本学術会議は、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）の全領域を網羅する日本最高峰の学術組織として、特定の学問分野への資源偏在や、獲得した外部資金等の多寡による影響力を排する強固な独立性を堅持する。外部からの資金調達にあたっては、資金提供源の意向に左右されない「科学的根拠に基づく中立性」をガバナンスの根幹に据え、学術的妥当性のみを判断基準とする体制を構築し、意思決定や審査の規程を明確化する。各部が獲得した外部資金等にかかわらず対等な発言権を維持できるよう、役員会による戦略的なりソース配分と財務調整機能を強化し、特定分野の優遇や軽視を防ぐ。これにより、社会の広範な課題に対し、全学問領域が均衡を保ちながら総合的かつ客観的な知見を提供し続ける責任を果たす。

(2) 会員選考・活動機会の公平性

会員選任制度検討分科会で具体的に検討されている会員選考については、会員選考および学術活動の推進において資金提供源を含むあらゆる外部勢力からの不当な介入を許さず、選考プロセスの完全な独立性を確保する。評価の軸は、あくまで厳密なピアレビューに基づく学術的意義、顕著な業績、および学問的知見の多様性に置き、資金獲得能力の有無が選考結果や活動機会の付与を左右することを構造的に排除する。特に、経済的支援が届きにくい純粋基礎科学や萌芽的研究分野においても、中立的な評価によって活動機会が保証されるよう、選考基準の透明性を極限まで高める。これにより、資金獲得能力に依存せず誰もが公正に評価され、切磋琢磨できる環境を維持し、次世代を担う多様な研究者がその能力を最大限に発揮できる土壌を守る。

(3) 参考となる海外の事例

英国の Royal Society（王立協会）は、独自の出版収入や寄付金を原資としながらも、政府や企業からの資金提供が学術的裁定に影響を及ぼさないよう、運営の独立性を憲章で厳格に定めている。特に、資金が潤沢な応用科学分野と、公的資金に依存しがちな基礎科学分野の間で「科学的中立性」が損なわれないよう、助成配分における厳格な中立審査を実施している。また、米国の NAS（全米科学アカデミー）においても、政府からの諮問業務を受託する際、結論が資金源に左右されないよう「科学的根拠（Evidence-based）」に基づく独立した調査プロセスを徹底し、その中立性を社会的な信頼の拠り所としている。日本学術会議もこれらの国際規範を範とし、日本学術会議憲章も踏まえ、資金調達の拡大と学問の独立性・中立性の維持を高度に両立させる。

3. 外部資金等獲得と活用に関する基本原則・ルール

日本学術会議の法人化は、多様な財源を活用することにより、組織運営の自律性および柔軟性を高める契機となる。一方で、特定の資金源からの影響や分野間の格差を招く危険性を内包する。そのため、外部資金等の獲得および活用は、「学術の独立性・中立性の堅持」および「学術分野の多様性の維持」という基本理念を制度的に担保する枠組みのもとで行われる必要がある。

(1) 日本学術会議の独立性・中立性の確保

外部資金等の獲得および受入れにあたっては、日本学術会議の独立性・中立性をいささかも損なわないことを最優先の原則とする。ここで独立性とは、政府、企業、特定団体その他いかなる外部主体からの不当な影響を受けることなく学術的判断および意思決定を行うことができる状態を指し、中立性とは、特定の利益、立場または思想に偏ることなく、科学的根拠に基づき客観的かつ公正に学術的判断を行うことを指す。したがって、資金の受入れおよび活用は、学術的妥当性を基準とする透明な制度のもとで行われる必要がある。このため、資金源、受入条件、使途、意思決定の過程等については透明性と説明責任を確保し、社会および学術界からの信頼を維持する体制を整備する。また、国際的な学術機関の運営において参照されている倫理指針やガバナンスの枠組みを踏まえ、公平かつ透明な外部資金等運用の原則を確立する。あわせて、資金提供源との関係が審議、提言、会員選考その他の意思決定に影響を及ぼすことのないよう、利益相反(COI)の開示および管理に関する明確なルールを整備する。さらに、特定の政策や個別案件への関与を条件とする寄付・委託など利益相反が生じやすい資金、政治的または宗教的中立性を損なうおそれのある資金、ならびに使途や審査プロセスが不明確で透明性を確保できない資金については、原則として受入れない。

(2) 外部資金等の獲得および受入れにおける学術分野の多様性の確保

外部資金等の導入にあたっては、日本学術会議が人文・社会科学、生命科学、理学・工学の各分野を網羅する総合的な学術機関としての役割を果たす観点から、学術分野の多様性および活動機会の公平性を毀損しない仕組みの構築が不可欠である。まず、外部資金等の多寡や出所が会員選考や学術活動の機会に影響を及ぼすことのないよう、その原則を明確にする。また、各分野への活動資金の配分については、外部資金等の獲得状況に起因する分野間の格差や利益・不利益が生じないように、分野横断的な配分ルールを整備することが求められる。例えば、活動資金の分野偏在を防止する観点から、審議依頼に関して受入れた資金については相当割合の間接経費(オーバーヘッド)を確保し、それを再配分するなどの仕組みを導入することが望ましい。さらに、会員選考や学術活動の機会の公平性に対して外部資金等の獲得および受入れが影響を及ぼしていないかを定期的に検証するため、モニタリングおよび評価の仕組みを整備する必要がある。なお、外部資金等の獲得において特定の会員が重要な役割を果たす場合が想定される。外部資金等獲得の意欲を高めるための仕組みについては、学術分野間の公平性

を損なわないことを前提としつつ、安定的な外部資金等確保の観点から慎重に検討することが求められる。

(3) 外部資金等の活用に係るガバナンス

外部資金等の活用にあたっては、役員会等を中心としたガバナンス体制の下で行われるものとし、学術分野の多様性および活動機会の公平性が確保されるとともに、その用途を公開することが望ましい。用途については、分野横断的な学術活動、社会との対話の推進、国際連携の強化、若手研究者の育成など、学術界全体の底上げに寄与する取組への配分を尊重する。

(別紙 1) ガバナンス体制の構築

外部資金等獲得の促進を図ると同時に、本文で定めたルールを遵守するため、各段階で複数のチェック機能が動く体制を整備する。これにより、資金調達の活性化と透明性・適正性の確保を両立させる。

(1) 外部資金等獲得の取組について

自立的な財政基盤の強化を目指し、「外部資金等検討チーム(仮称)」を発足させる。個人・企業・財団等へのアプローチや外部資金等の獲得に向けた活動を強化し、専門知識を持つファンドレイザーとも緊密に連携する。さらに、広く一般寄付を募る体制を整え、寄付者のメリットとなる税制優遇措置の獲得にも積極的に取り組む。

(2) 資金の獲得・受入れ・執行に係る審査体制について

資金受入れの妥当性を審査する「外部資金等審査委員会(仮称)」を設置する。委員会は、資金提供源への交渉や申請の実務を担う「外部資金等検討チーム(仮称)」から独立させ、事務・法務・倫理の観点から客観的に判断できる第三者的な委員を配置することで、公正な審査体制を構築する。

資金提供源の属性や活動内容の審査は、日本学術会議の独立性・中立性を守り、社会的信頼を維持する上で不可欠である。特に、会員・連携会員等が資金提供源から個人的な利益を得ることで活動の公平性が疑われる事態を避けるため、利益相反(COI)の管理を厳正に行う。

資金受入れが承認された案件については、外部資金等審査委員会(仮称)がガイドラインに基づき、執行状況等の継続的なモニタリングを行う。監事および監査部門は、必要に応じて会計書類の閲覧・調査を行い、適正な執行を担保する。

(3) 資金獲得のインセンティブ創出に向けた体制整備について

学術ジャーナルや情報誌の出版事業は、購読料や広告等の直接的な収益のみならず、長期的な寄付を呼び込むための重要な付加価値となる。当該事業を適正かつ継続的に運営するため、必要な組織体制を速やかに構築することを検討する。また、社会全体で学術(科学)を支える基盤を強固にするため、寄付者のメリットを拡大し、税制優遇措置(寄付金控除等)の適用要件を充足させるとともに、顕著な貢献を行った個人・団体に対する表彰制度等を整備するなど、社会的評価を可視化することが重要である。